

平成25年1月11日

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

既にご高承のとおり、中小企業金融円滑化法は、平成25年3月31日をもって適用期限を迎えることになっております。

高岡信用金庫（理事長 在田 長生）は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も下記のとおり対応いたしますのでお知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、これまで同様に、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組めます。
2. 当金庫は、お客様から資金に関する相談や、貸出条件の変更等の申込みがあった場合には、これまで同様、真摯に受け止め、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向け、きめ細かく相談に応じます。
3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客様の経営課題の解決に向け、最適な解決策をお客様の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援してまいります。

【ご相談窓口】

< 営業店のご相談窓口 >

- ・ 営業店 現在お取引いただいている各支店にお申し出ください。
- ・ 設置場所 各支店
- ・ 受付方法 ご来店、お電話 等
- ・ 受付時間 平日 9：00～15：30
- ・ 電話番号 店舗一覧をご覧ください。

< 本部のご相談窓口 >

- ・ 設置場所 融資部
- ・ 受付方法 お電話
- ・ 受付時間 平日 9：00～15：30
- ・ 電話番号 0766-23-1224（直通）